

## 第5回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

(柳生会長)

本日の会議は、まずはいじめを未然に防ぐ環境作りについて、前回に引き続いて議論を行いたく思います。

次に会議の後半では、これまでの議論の集約を行っていきたく考えています。

まず、いじめを未然に防ぐための環境作りについて、専門家としてのそれぞれの立ち位置から、学校や教育委員会が行うべき施策は何かという視点でお話をいただければと思います。

(小池委員)

今年の春、県教委のいじめに関する調査事案が1件あり、その調査に関わらせていただきましたが、その後、県内の他の自治体で、生徒がいじめで自殺した事案がありまして、その調査にも私は委員として関わっており、こちらもう少して調査報告書がまとまる段階になっています。

その調査の中で気が付いたことで、もしかしたら有益かなと思う点を指摘させていただければと思います。

その事案は中学2年生の案件でして、教職員の方々はいじめであるという認識を持っていませんでした。当事者がお互いに手を出しあっていた双方向性のある事案であるために、いじめでは無いという判断に至っていたものです。

色々な要因が複雑に絡んでいる事件ですから、学校のいじめだけが自殺の原因と言い切れるわけではありませんが、いじめという認識が無かったことが一つのポイントになるのかなということです。

そうになってしまう一つの原因として、いじめの定義を、教職員の方々になかなか理解していただけてないのかなと感じています。

いじめ防止対策推進法において、いじめとは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

児童等が心身の苦痛を感じていれば、まずはいじめとして受け止めて、本人の苦痛に目を向けようというのがこの法の趣旨だと思いますし、いじめの定義を変えた趣旨だと思います。

また、今申し上げた自治体とは別の自治体でも、私は第三者委員会に関わらせていただいておりますが、そちらでは、いじめ防止の基本方針を拝見したところ、その中に「双方向的なものから一方的なものになった時に注意する」というフレーズがありました。

つまり、お互いにやりあっている状態から、一方的なものになった所で注意せよという、そこにポイントが置かれるかのような書き方がされていたわけです。

これは少し危険な考え方です。双方向があるものであっても、周囲からも多数の攻撃を受けていれば被害者が苦痛を感じることはあると思いますので、まだまだ認識としては十分ではありません。

(反町委員)

県立高校では、いじめについて、一つめとして、当然ですが加害者がいじめと認識してやっている場合にはいじめと捉えています。また、二つ目として、被害者がいじめと感じた場合にはこれもいじめとして扱うようにしています。

更に、先ほどの双方向性の話については、10回やって相手が1回返していたような場合等、バランス等色々あると思います。

そこで、お互いがやりあっていると判断しないようにするために、当事者同士が何らかの行為をしていて、お互いにいじめと認識していなくても、学校や教員がこれはいじめ、又はいじめに繋がると認める行為は、いじめとして捉えるという認識を持つと、教員のいじめに対するアンテナを高めるように努めています。

まだまだ啓発は途中段階ですが、県立高校ではそういう認識を共有化しようとしています。

(小池委員)

最初に申し上げた自治体の学校では、当事者同士がやりあっているということをもって、喧嘩両成敗的な指導が主としてなされてきて、本人の心に対するサポートが、一切と言ったら語弊がありますが、ほぼ無かったに近い状態でした。

勿論、被害者本人にも非があるわけですから、そこをどうするかという問題は別に存在するのですが、苦痛が重なっていたという点に対するサポートは、たとえ手を出している子であったとしても、しっかりしていただければと感じています。

(伊藤委員)

私は聾学校で勤務していますが、特に、無料通話アプリによるいじめがしばしば課題になります。

トラブルとなる事案が発生した時には双方を呼んで話を聞きますが、書いた側には、書くときには相手にどう伝わるかを考えて書こうねと伝えます。一方、読んだ側には、書いた側はそういうつもりで書いたのではないよと、ちゃんと相手のことを理解しようねと伝えます。言ってみれば作文指導のようなことをするわけです。

つまり、文章問題のスキルの問題として、同じ言葉でも絵文字が入って笑っていれば違うニュアンスになるという点と、更には文法的にしっかり書けているのかという点が存在しています。

それを突き詰めていくと、学校の国語科の授業の問題になっていきます。また、どれだけその子が広い視野や教養を持っているのかという話になると、学校教育全体の問題になってくるわけです。

いじめを未然に防ぐという点で言えば、学校がやるべきことはまず、日常の授業をちゃんとやる、分かりやすい授業を展開する、なるべく教員が授業の準備や子どもと向き合う時間を作るといった所に行きつくと思います。

この点は、答申のどこかに書き込んでいただいた方が良いと思います。日常的なルーティンにこそ解決の根本があるので、表面化したいじめ対策だけを議論していると、本質を忘れてしまいます。学校教育や道徳、教養をしっかりと身につけるといことが、長期的にみればいじめを未然に防ぐことになると思います。

(柳生会長)

つい先週もベルリンへ行って、ドイツの教育局の方々と協議してきたのですが、その時に感じたのは、今まさに伊藤委員がお話されたことで、表面的な対応や理解をいじっているだけでは、いじめを無くす事は決してできないということです。

基本は何かと言えば、今のお話ではルーティンの生活という話がありましたが、民主主義的な人格特性をきちんと身につけさせていくということです。小さいうちから、他人を思いやり、他人の話聞き、他人を尊重するという姿勢を身につけていくことが一番大切であって、そこから色々な手法が生まれてきて効果をあげて行くのだということです。これも是非、答申に付け加えていきたいなと考えています。

小池委員のお話にもありましたが、学校の先生方がいじめと認識しているか否かではなく、そこにいじめの事実があれば、それを見た先生方が、すぐに学校のいじめ対策を行う組織に報告し、対応しなければなりません。

例えば、防災訓練で、地震があればこう避難しろと、火事があればここを通過してこう避難しろという経路が示されていますが、いじめに関してはそういうスキルが、先生方や我々の中にもインプットされていません。ですから、起きてから大騒ぎするということになるのですが、これを機能させるためのトレーニングも先生方に必要なのかなと思っています。

(小池委員)

いじめの定義の正しい認知が、学校の教員に徹底されていないという話をしましたが、教員がいじめと認識して指導することは必要であっても、必ずしも生徒に対してそれはいじめだと言う必要はありません。それは全く別の問題です。

いじめを認知した場合、教員は被害生徒に対してはその苦痛に目を向けた対策を打つ必要がありますが、加害生徒に対して、その行為をいじめであるとして常に指導する必要はありません。伊藤委員がお話されたように、いじめではなくコミュニケーションの指導等として行われることも十分にありえます。

いじめというレッテルを貼り、型に捉われた指導をするということではなくて、内実をどれだけ充実させていくかということ、そこには学校の先生方に広い裁量があると思いますので、その裁量を十分に活かしていただければと感じます。

(柳生会長)

旧来のいじめの認知の仕方と、法施行後のいじめの認知の仕方は違うのだということ、先生方に徹底させるということよりも、私はむしろ、子ども達の間でトラブルがあったら、成長の過程としてのトラブルなのだから、これはいじめだよというのではなくて、それはお互いに話を聞きなさいとして、仲裁するというスキルが必要であると思います。

ドイツの学校の中には、いじめ・喧嘩仲裁士という学校の先生に準じた職員が居て、学校の放課後や掃除の時間、休み時間等に活動しています。問題が起きた時に子ども達の間に入って調整するのですが、彼らはいかにして仲裁するのかをトレーニングされた人達で、子ども達の中にバディーシステムを組んで、上級生と一緒に下級生に対して入っていくわけです。

このバディーシステムは神奈川県でもやっていますよね。ただ、私がスクールカウンセラーをやっている学校の先生に聞いても、聞いているけれど余り関心は無いと言っていて、これが現実なわけですけども。

正にここが問題ですね。システムは作るけれども埃をかぶってしまう、徹底しないということです。

伊藤委員の先ほどのお話は間違いではないし、素晴らしいのですが、言葉だけを捉えてしまうと、授業さえきちんとやっていけば、子ども達の日常生活には無関心という先生を生んでしまう恐れがあります。授業が良ければ全てが解決するという考え方ですね。

つまり、ちゃんと決められた時間数の授業をこなしていれば、後は何が起ころうと知らないよという先生を生むこともあるということです。

全ての子供達に嫌われているけれど授業が上手いという先生が居るという矛盾を生むようでは困ります。その授業は、民主主義的な人格を育むものでなければならぬし、いじめを生むような授業であってははいけません。いわゆる生徒指導の機能を活かした授業を実現するべく努力してほしいということをきちんと付け加えておかなければ、学習指導要領をきちんとトレースすれば「全て良し」というわけではないということをおかなくてはなりません。

(板橋委員)

いじめ防止ということで議論をしていますが、私は、子ども達の命をいかに守るかという話であって、いじめという名前がつくから守るのではなく、子ども達の命をどう守るかの一つの切り口として、いじめがあると考えています。

いじめでない命は守らなくて良いということではないと思いますから、いじめであるかどうかということに、ちょっと振られすぎているかなと常々思っています。

子ども達に起きた、色々な心象において子ども達にとって辛い状況を、自分の中でこなして、成長していければ良いのですけれど、そうではなく、一人で苦しんで自殺にまで追い込まれるという環境に、我々は何をするのかということをお話すべきであると思っています。

私は市町村の教育委員会の担当ですので、法の施行後、現場の先生達と一緒に色々  
と悩みながら、どういう対応をすべきかを考えています。学校の基本方針がHPでア  
ップされ、保護者や地域の方々もそれを見ている中で、学校現場はどういう対応をす  
べきか本当に真剣に考えています。

日本の先生方は可哀想で、ティーチャーとして入ったのに、外国でいうチューター  
もやって、授業内容をきちんとやりなさいと言われながら、同時に子どもの生活指導  
もやっています。

しかしそこには限界があるので、小中学校には、スクールカウンセラーやスクール  
ソーシャルワーカーの方々が入ってきています。そういう専門職が機能することで、  
いじめ対策にしても具体的に進んでいなかったものが進んできたし、未然防止もでき  
てきているなという実感はあります。

ただ、実際問題として、更にやらなければならないという時に、市町村レベルでは、  
外部専門家や人の配置の部分については厳しいなと思いますので、そういう所は是非  
とも県として、そういう所に人を当てますよと、子ども達にきちんとしたケアをでき  
るように財政的な措置を含めてバックアップがあるということが大きいことだろうと  
思います。

中には、まだまだ力量不足の先生方もいますけれど、本当に頑張って、土日も子  
ども達の家庭訪問をし、心配な子ども達が居たら夜も家庭訪問に行ったり、保護者と  
連絡を取ったりする先生方もいっぱいいる中で、これ以上学校現場だけに押し付ける  
のは、私は苦しいのではないかと思います。

何よりも一番見なければならないのは子ども達、今日、明日で苦しんでいる子ど  
も達がきちんと救われるということが大事ですので、そこを踏まえてお話ができれば  
よいかと思います。

(柳生会長)

教育制度そのものに関わってくるとは思います、不登校やいじめもそうですけれど、  
確かに、板橋委員がお話されたように、日本の先生は・・・私の教え子も、365 日のう  
ち 362 日働いていて、3 日しか休んでいない状態です。

これはおかしいと思います。これで先生方を世間もマスコミも攻撃するわけですか  
ら。一生懸命やっている先生は休みなく働いて、発達障害の子や不登校の子達に向き  
合っているわけです。静かに物を考えられる時間など到底ありません。

学校の先生はそういうものだと思っているから、例えば、親が今日は話があるか  
ら先生方に待っていてくれと言うと、大抵の校長先生は 20 時、21 時まででも待っ  
ていてくれと担任の先生に言うわけです。親の言う事を聞いてあげてということなの  
ですが、これはドイツではありえない考え方です。ドイツでは、先生にも 17 時までと  
いう勤務時間がありますので、保護者が子どもの問題を話し合いたければ、保護者が  
仕事を休んで学校に来なさいという文化を当然にもっているわけです。自己責任がど  
れだけ文化の中に根付いているのかという点で、大きく変わってきますね。

ドイツの例ばかりで恐縮ですが、ドイツでもアウトバーンにも規制が入ってきました。120キロ、140キロ制限区間や、オービス等も入ってきています。

何故規制をするのかといえ、放っておいたらものすごい事故が起きてしまうからなのですが、ヨーロッパは自己責任が徹底していますので、オランダで運河に落ちれば、それは親が教えていないからということになります。柵があるとかないとか、市役所の問題だとかにはならないのです。

その辺の自己責任という考え方が日本には余りありませんので、起こった問題はすべて自分以外の人に押し付けるとい文化がありますね。そういう点で、ドイツと比べれば、日本の先生はずっと大変だと思います。

ただ、学校の側にも、そういうことを美化してしまう文化があります。そうやって365日働いている先生の方が良いという考え方があるので、なかなか難しいところなんです。私も教頭をやっていたころは、先生方に早く帰ってくれと言っていました、なかなか帰ってくれませんでした。21時、22時になり、明日があるでしょうと、そんな疲れ切っていて、明日子ども達に笑顔でやれるのと聞いたら、これをやらないと帰れないと言っていました。先生方にもそういう考え方がしみついてしまっていて、自虐的と言いますか……難しい話ですね。

(反町委員)

自己責任という部分で、本校でも事案が発生した時に、これからこうしなければいけないと強く思った事があります。それは、自分が痛みを感じているという感情を、これまでは先生が察知してくださいよという議論でしたが、生徒達が自分の気持ちを相手に伝えるということです。ある意味で自己責任ですね。

社会で生きて行くときに自分の考えを相手に伝えるということ、他人は本当にはその人の気持ちは分かりませんので、生徒達には、自分が苦痛を感じたり、何かいやな事があったり、助けて欲しいということが有った場合、いじめを受けていたような場合には、しっかり他人にそれを伝えて欲しいと思います。

教員は40人の生徒を見ているので、全員の全てを把握することはできません。それを生徒が、担任や他の誰かに伝えるということができれば、しっかり対応できるなということを反省して、そういう視点をこれからはしっかり伝えて行こうと思っています。

(柳生会長)

今の反町委員のご意見は、正に民主主義的な人格としての要件です。

自分が痛みを感じたら相手に伝える、自分が不安に思ったら相手に伝える、そしてそれらを受け止めるということです。今は先生と子ども達の間でしかそれが議論されていませんが、子ども達の間でも育てていかなければなりません。ですので、小学校や幼稚園の段階からそれをやっていくというのが、ドイツで取り入れられている教育です。

(上田委員)

私も学校に行って様々ないじめの案件を見ていますが、子ども達の情報は非常にたくさんある中で、その情報をどのように段階的に拡大させていくかという問題があって、先生方は、エピソードを時系列で伝えることは得意なのですが、そのエピソードからの見立てが、他の先生や管理職の先生に伝わらないという問題があると感じています。

情報を伝える時に、時系列の情報だけではなくてその先生が見とったことを、こういう問題があるのではないかという情報を伝えていければ、気持ちも伝わると思います。エピソードの羅列が伝わっても、どこをどう処理したら良いのか分かりません。また、学年替わりとか、校種が変わった時に何を引き継いでいったら良いのかも分からなくなってしまうと思います。

子ども達にいじめの案件が起きて、保護者が学校に何かを訴えてくる時は、大抵まずは配慮が足りないという言い方をされることが多いと思います。その配慮とは何かを突き詰めていくと、情報の引き継ぎの問題であり、一生懸命やっても残念ながら漏れてしまっているのだと思います。大事な見立ての情報がしっかりと進行管理されていれば、そういう問題も少なくなるのではないのでしょうか。

(井上委員)

保護者の側から言うと、自分の子どもを通して、学校のことや家庭の内外のことをきちんと見ていかなければならないなど、色々な事件を見ていて保護者の側の反省もあると思います。

学校の中の事は実際には分からないので、学校にいる間は学校におまかせという感じになっていますが、保護者と学校との間でしっかりと信頼関係が無ければ、違った問題が生じてきてしまうこともあるでしょう。

P T Aに関わっている保護者は学校に行くこともあり、学校の中のことも分かってくるとは思いますけれど、中には学校に関わりたくないという保護者も居ますので、保護者側も、学校に任せきりというのではなく、自分の子どもを見ていかなければいけないと感じています。

ただ、高校生くらいの年代になると、どこの家庭でも自分の子どもをきちんと見られていれば良いのですが、生活のリズムが変わってすれ違いが生じていたりする中で、何か起きると学校のせいにしてしまったりすることもあるかと思っています。

ですから、保護者と学校の先生方との意思疎通を図っておくことが必要ですし、学校にも保護者が相談しやすい環境を作っていただければと思います。

また、子ども達の間でいじめのような状況が発生した場合に、他の子どもが見て見ぬふりをしないように、プライド等があったとしても、何かおかしいなと気が付いたら言いやすい環境を作っていければと思います。前回もお話させていただきましたが、先生達の間でも情報交換をしていただいで、保護者にも情報を提供してもらえればと思いますし、家庭環境の問題等、保護者も言い辛いことを学校に相談できるような関係性を構築して、向き合って話ができるようにしていければと思います。

(柳生会長)

いろいろとお話が出てきましたが、どうでしょうか。

前回の会議で話題になっていました、学校に第三者が入っていくべきであるという点について、もう少し具体的に協議してみようと思いますが、何かご意見はありますでしょうか。

(反町委員)

第三者については、県立高校については、高校改革が来年度から 15 年計画で始まるのですが、全ての県立高校に段階的にコミュニティースクールを導入する予定となっています。

これまでは学校評議員という方がいらしたのですが、今後は学校運営会議という機関を設けて、そこには色々な外部の方が入ってきて、学校の運営全体を、生徒指導や生徒支援、教育課程を含めて議論する組織を作ることとなっています。この機関と、今のお話が繋がらないかなと私は思っています。

(板橋委員)

そこにどういう情報を出すか、例えばいじめの事等を出すのはなかなか難しいのだろうと思いますが、ある程度きちんと情報開示して、この学校でこういう事があり、こういう組織でこういう対応をしたということが具体例も含めてやっていけるのであれば、とても良いことだと思います。

そして、その会議の委員の方がふらっと学校に来て、学校の中を見ることが出来るのであれば、学校は地域の保護者の方々からすれば閉鎖されている部分がまだまだあると思いますので、そういう開かれた学校を作るとはとても良いし、是非やっていくべきだと思います。

(柳生会長)

開かれた学校という言葉は、言われるようになって久しいのですが、学校の先生方からすれば、一生懸命保護者に声をかけても来る方は限られているし、むしろ問題は学校に来ない保護者の子どもが起こしているというのが現実かなと思います。

いじめの土壌というのは、研究の中では、匿名性のある非常に閉ざされた環境の中で起きるということが分かっています。そうしないためにも極力開かれることが大切です。

(小池委員)

開かれた学校ということについて、一般的には良いことであると言われますが、御存じかもしれませんが、東京都の特別支援学校で行われた性教育について問題になったことがあります。都議会の議員が特別支援学校に行って、その性教育の教材を見て、生殖器を型取った教材を使用していたことをやり玉にあげて、とんでもない教育をしていると批判したわけですが、裁判所はそれに対して、教育に対する不当な支配ということで違法判断をして、賠償を命じました。



開かれるというのは、一般論としては良いのですが、何のために、どのようにというのを相当に詰めないと、むしろ先生方の仕事を増やして終わるだけになるという、弊害の方が大きくなる可能性もあります。どこから議論を始めたらいいのか、私は少し迷う所がありますし、「開かれる = ばんざい」という議論には、私はすぐには乗れないところがあります。

(板橋委員)

学校の先生だけではない視点が学校内に入ること自体は良いことだと思います。

ただ、小中学校では安全対策という別の部分もあり、誰でも良いのかという議論は当然にあると思っています。そうすると、保護者であったり、地域のある程度学校と繋がりのある方であったり、外部の専門家で学校体制をチェックできる人が入っていくことになるのかなと、外部と言っても一般市民だけということではないのかなと思います。入り方や留意点は色々あると思いますが、開かれるという視点は必要だという気はします。

保護者が来るか来ないかは別として、どんな保護者であっても来たいと思った時にはすぐに来られる、授業をやっている間はいつでも授業参観して大丈夫ですと言える状況であるならば、まずはそれが良いのかなという気がします。

(反町委員)

県立高校では、授業はいつ見に来て良いことになっています。こういう授業をやっていて、こういう行事があると公開していますので、そういう意味で開かれているという認識を持っています。また、先ほど言ったような第三者は、ある一定のルールの下で、しっかりとした組織運営として入る場合は、先ほどのような心配はかなり軽減されると思います。

実際に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの方は、当たり前のように学校に入ってきています。その方たちも、学校のルールの中で、こういう事案が発生したらこういう手続きでお願いしますとか、そういう了解の下でやっているのです。あくまでも学校側だけの論点で対応するという弊害を防ぐという点で、外部の第三者が入ることは、コミュニティースクール等も含めて、今後の方向性なのだろうなと感じています。

(上田委員)

私はスクールカウンセラーをしています。感覚的には、今はほとんどの学校が授業を見せてくれると思います。

その際に一点思うのは、本来は見守り機能であるところが、外部の人であるからこそ見張りの的になってしまうことがあります。そうになってしまうと、経験上、子ども達は隠れて何かを起こしてくることがあります。見守りで入っていても、人によっては見張りと思われてしまい、子どもも先生もそうですが、見張られている、監視されているという感じになっていって地下に潜ってしまうようなことがありますので、見守りと見張りの問題は少し難しい話もあるかなと思います。

(小池委員)

例えばですけれど、第三者を学校に入れる場合は、子どもの教育を受ける権利を十分に実現する、あるいは、子どもに対する人権侵害を防ごうという観点から、教員の目だけではなく第三者の目を入れましょうということになってくるのでしょうか。

その場合、まず遵守されなければならないのは、子どもの意見表明権というところかもしれません。子どもの意見を代弁すべき保護者には、まず色々な機会が公開されるべきであり、更には子どもの教育を受ける権利を十分に尊重するという立場からすれば、教育の専門家にも大いに開かれているべきであるし、学校の会議に参加して意見表明してもらうことも必要であるというような話になりますかね。

(板橋委員)

専門家と言うと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方もそうですが、弁護士の先生とかも是非、サポートとして日常的に入れるようなことがあればよいかなと思っています。

いじめ防止対策推進法では、調査会には法曹の方の参加が規定されていますが、日常的な学校組織から関わっていただけるようなバックアップをしてもらえると心強いと思います。

先生達も戦々恐々となって開けないとなるよりは、こういう場合にはこういう専門家もいるので安心して開いてくださいという、そのかわり色々見てもらうと色々と言われてしまうでしょうけれど、良い授業ができるよう頑張りましょうと思えますので、併せて担保されることが必要ですし、是非そういう人材が現場で相談できるような仕組みづくりを、行政側のサポートでお願いしたいです。

(柳生会長)

今回のいじめ防止対策推進法におけるいじめの認知について、これまでの概念上のいじめと、そうではないいじめとがあるわけですが、小池先生がお話されるような、いじめとして指導するのではなくて、一般のトラブルとして指導するのだということだと、それが例えば訴訟になったとしても、99.9%が門前払いになるのだという……

(小池委員)

門前払いというか、学校の裁量はとても広いということですね。

指導していればかなり弁解できるのですが、問題は指導を全くしていなかった場合になるでしょうね。

(柳生会長)

学校の先生は、その辺のニュアンスが分からないと思います。その所で、学校の先生がかなり萎縮してしまっていると思います。

第三者で入っていただくとしたら、私が教員であったならば、できれば弁護士の先生に話を聞きたいなと思うことが結構あると思います。専門家と言っても心理の関係だけではなくて、世の中を調整していくような方々に学校に入ってもらえるとあり

がたいです。例えば、ソーシャルワーカーの方が入ってきたのも一つの流れですね。

お金があればできるのでしょうか、例えば市の弁護士が入るとか、医師が入るとか、そういうことが必要であると思います。

いじめについて言えば、調査の際には、「いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こった時のいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない」とされているわけですから、医師に参加していただけるのも心強いと思います。

突き詰めていくと、素人だけで苦しんでいるのではないかなと思いますね。

(柳生会長)

それでは、今までの議論を整理していきたいと思いますが、総括していくために、中間報告で触れたネットいじめの関係ですが、スマートフォンを持つか持たないかということについて、基本的な部分では一致していますが、微妙に内容が食い違う意見がありました。

調査会として、どういう方向性を出していくのかということを中心に議論していきたいです。答申に当たっての立ち位置をもう少しはっきりしようという事です。

(上田委員)

これは私ではなく、小池委員の御専門かと思いますが、基本的にはスマートフォンや携帯を持つ場合、未成年者の契約になるのでしょうか。

(小池委員)

親が契約して持たせていると思いますが……。

(上田委員)

親が持たせていますが、子どもの契約になっているのかなと。

(小池委員)

子どもに契約させている商売人はそんなに居ないと思いますが……簡単に取り消されてしまいますから。

(上田委員)

そうすると尚更ですけど、何をやっているのか把握するのは、ある程度は親の責任を求めて行くということになるのかなと思います。親には指導監督義務があるので、子どもがこんなことをやっているなんて知らなかったでは済まないような。

(井上委員)

私の子ども達はもう成人していますが、私の子ども達が学生の頃は、子ども達がお店に行って、保護者がそこに居なくても、お店から保護者に連絡があって、保護者が電話で返事すれば契約が成立して持っていましたね。

今はおそらく、免許証等の提示を求められるのでしょうか。

(小池委員)

その場合は、きっと録音されていたのでしょうか。

(井上委員)

その時にインターネットも見られる設定をするわけですが、今は色々な制限がありますが、そういうのも子どもが勝手にしていて、10万円近い請求がされたという話も聞いたことがあります。

今は違うと思いますが、当時はそういうこともありましたね。

(小池委員)

今はもっと本人確認がうるさいのだろうと思います。

スマートフォンを持たせるかどうかに関して言うならば、学校が禁止するということが自体に法律的に問題がありますが、それ以前に、禁止するよりは、持たせてより良い指導方法を教えるという方が良いのだろうなと思います。

それとは別に、保護者にどういう情報提供をして、保護者と子どもがどういう話をしていくのかという話は別問題として存在しますけれど。

(柳生会長)

自分が関わった事案について考えると、いじめでSNSが関わっていない方が珍しい位多いです。深刻な重大事案に発展することも多いです。

そういう事を考えると、規制があっても良いのかなと考える事もありますね。例えば中学校とか高校とか、限られた集団の中でお互いに持つのをやめようよという方向性を出すとか、そういった手法はありなのかなという感じでしょうか。全く持たないというのは確かにどうかと思いますけれど。

(小池委員)

勿論、今のお話のような事情を考慮して、保護者が話しあって、私達は持たせないようにしましょうというのはあります。ただ、学校の側から持つなというのは非常に問題が多いと思います。

(反町委員)

いじめというように細かく捉えるのではなくて、人間として、大人になって成長していくために、基本的なことをしっかり教えましょうという視点と似ていますが、これからの世の中はもっとITを使った社会になっていくでしょうから、ITを使うためにどういうことに注意し、どういうことを守らなければならないか、個人情報をもやみに流さないということもありますし、クリック詐欺等の危険性もあるということも教えていく中で、SNSの使い方もしっかり指導していくという方向が良いと私は思っています。

一方で、学校は何の制限もしていないのかと言えば、学校は学校内に持ち込んだ時のルールをしっかりと定めています。具体的には、授業中には電源を切ってカバンの中にしまっておく等、ルールはあるので、基本はその方向だと思っています。

制限している例としては、広島県の県立高校は持ち込み禁止をやっています。全県で高校生にやっているのはとても珍しいのですが、それをやってしまうと、黙って持ってくる、隠れて持ってくるというのが増えてくるのが懸念されます。

(井上委員)

保護者の視点で言えば、子どもが親の言う事をきけば何の問題も無いのですが、高校生くらいになると、親の言う事は右から左に流れていく感じになるので、学校の中で、子ども達自身が、生徒会等で使い方等を勉強しながら、コミュニケーションの道具の一つだという位置づけをして持っていけると一番良いのかなと思います。

学校でも情報教育はやってくださっていますし、保護者も使用方法に問題がある場合には注意していると思いますので、子ども達自身が使い方やマナー等を子ども達同士で話ができると思います。

(伊藤委員)

自分の学校のことだけを話すと、電車が遅れた時等には、学校と保護者がやりとりをして、保護者が子どもの携帯にメールをするのが、一番安全で的確な方法です。ですので、むしろメールは持ってくれという話になります。

それから、特別支援学校ですと、どこかへ居なくなってしまう子もいますので、GPS機能のついた電話を持たせてほしいという現実的な問題もあります。

それとネットいじめの問題と、どちらを取るのかと言われると、やはり安全性を取るだろうなと思いますが、特別支援学校の話なので普遍性のある話ではありませんが。

(反町委員)

学校現場では、SNS系のいざこざやいじめは本当によくあります。これは1件でると大変で、そこから全部掘り出していくことになり、色々な人間関係が出てきます。

ただ、私は、いつもそれは良いチャンスだと思っています。そこで出てきた生徒達に、こういうことはおかしいだろうと指導することで、一つ大人になっていくと言いますか、今後の成長に繋がるとしています。大変ではあるけれども、教育の一つの仕事かなと思っています。

(柳生会長)

問題行動が起こるということはあって然るべき事ですからね。それが教育のチャンスであるというのは、正にその通りだと思います。

ルールがあってそれを全員が守っているとしたら、それはそれで気持ちの悪い世界です。それを全部守らせると、今度は世知辛い世の中になってしまいます。集団の許容範囲を、どれくらい余裕を持ってやれるかというのも、学校の先生の裁量権の中に入ってくるのでしょね。ですから、ルールの運用の問題になってくると思います。

最後になりますが、いじめの認知の問題で、答申の中で、小池先生が以前ご意見をまとめたものがありますので、それについてのご意見があれば出していただければと思います。

(上田委員)

認知もそうなのですが、その後でその案件をどう進行管理していくのかという事も重要な気がするのですが。認知だけでもないのかなと。

(小池委員)

法律はそこから先は緩いですから、そこから先は専門家の方に是非考えて頂きたいと思います。

(柳生会長)

教師の裁量権の話ですね。

(反町委員)

この法律ができてから、学校現場が怖く感じているのは、何か起こった後に、学校はそれをいじめと認知していましたかとよく問われることです。その際に、学校はいじめであるとは思っていなかったとか、そういう対応をしていませんでしたとなると、非常に責められるので、ビクビクしていると言うと変ですが、逆に言うと、学校はしっかりといじめを認知しようという方向に向いています。

他の人からすると疑問に思うようなものも、きちんと対応しましょうというようなピリピリ感があります。

また、特別指導で上がってくると、加害者の生徒に対していじめであると説明すると、保護者も含めてかなりの拒絶反応があります。反社会的と認定されたと思われて、非常に構えてしまいますし、被害者側もこれはいじめではないですかと強硬に言ってきて、学校はその間に挟まれて苦しくなることがあります。

これは今、学校現場が抱えている問題として感じていることです。以前であれば喧嘩であったものも、学校としてはいじめ、又はいじめに繋がるものとして指導していく方向ですけれど。

(柳生会長)

それは全くその通りだと思いますね。学校現場はとても萎縮していると感じます。

第一、保護者も自分の子どもが、お兄ちゃんが妹をいじめたら大騒ぎするかと言うと、そんな事はありませんよね。それは単に成長の過程で当たり前のことですから、フィンランドでもドイツでもいじめとは認知しません。

これはどうなのでしょう。法ができて来年で3年になりますけれども。

(小池委員)

国の指針でもはっきりしていますが、いじめと認定されたからと言って、非難されるものに値しないとされています。

(柳生会長)

それはそうなのですが、そのことが現場には伝わっていないわけです。今回の答申でも、それを伝えたいという気持ちがありますね。

そうしないと先生方が委縮してしまいますし。

(小池委員)

いじめと言っても、内容は様々で、指導も様々ということです。

(板橋委員)

県の教育委員会から市町村の教育委員会へも先日話がありましたが、今のいじめの捉え方は、とにかく、被害側がいじめだと言えばいじめであるし、被害側がいじめとっていなくとも、第三者が見てもいじめだと認定されるわけです。先ほどの双方向性の話だと、どちらかが強い弱いとかは関係なくて、喧嘩した場合には両方ともいじめになるのかもしれない。

言い換えれば、それ位の気持ちで扱って、それぞれの被害にそれぞれの加害があったということで、そこに対して法に則ったきちんとした対応をしていくことが学校には求められていると思います。

いじめという言葉が付こうが付くまいが、暴力行為があれば、人を傷つけるようなことがあればそれは許さないという姿勢で、人権的な物も含めてフラットに考えて本当は動かなければならないので、いじめでなくてもダメなものはダメという所に立ち返られるものになると良いなと思います。

そういう意味では、いじめに代わる言葉が何か入ると良いのかなと思っています。様々な問題行動に対して、学校が組織的にどのように対応できるのかということが定着していけば良いのかなと思います。

(小池委員)

一言で言ってしまうと、子どもの人権が守られていくということですね。

(板橋委員)

そういう言葉になっていくと良いなと思います。

(小池委員)

この法律でいじめという言葉は、非難の対象でも何でもなく、単なる取っ掛かりです。

(板橋委員)

ただ、社会と先生方や報道も含めて、ギャップは大きいと思いますので、いじめという言葉を使っている限りは振り回されてしまうと思います。

現場で、いじめと言わずに、事案に対してきちんと対応しているかと問われれば、ちゃんとしていますよと言えるのではないかと思います。

(小池委員)

いじめと名付けていなくても、苦痛に目を向けてきちんと指導をしていけば、それはいじめの指導をしていたことになります。

(上田委員)

感覚としては、いじめた側の指導も難しくなっていて、結果として学校が両天秤と言いますか、最後は学校が責められる所に落としこまれることが多いかなと思います。

学校は教育的配慮をする機関であるのに、解決機関になってしまっていて、裁いていかなければならなくなっている気がします。

両者とも学校にいる子なので、いじめた側にも教育的配慮を施さなければいけないという視点が、保護者に欠けてきているのかなと思います。そこにアンバランスさが出てきている気がしますので、解決機関ではなくて教育的配慮機関ですよという所も併せて分かってもらわないと、難しくなるかなという気がしますね。

(柳生会長)

これまでの議論については、今後、答申としてまとめていきますので、まずは事務局と私で今日の話も含めてまとめていき、しばらく時間を頂きまして、委員の先生方にはその都度メールで報告をさせていただきながら、次回の会議に向けて作業を進めていきたいです。

何かご意見等がありましたら、いつでもメール等でお寄せ頂ければと思います。